名寄市消費生活センター情報 3号

平成31年4月26日

架空請求…心当たりのない請求は無視して!

事 例

スマホに通信会社を名乗る会社から、「ご利用料金のお支払確認が取れておりません。本日中にご連絡ください」とメール届いた。記載の電話番号に連絡したところ、「あなたの携帯電話機に未納料金がある。コンビニで電子マネーを買って番号を教えて」と言われ、二日間にわたりコンビニで100万円分の電子マネーを買って番号を伝えた。 (50代男性)



アドバイス

- 架空請求メールです。事例のようなメールやショートメッセージが届いても、記載の電話番号には連絡しないでください。
- 実在する事業者をかたって本物と思わせたり、「本日中の連絡」などと消費者の不安を あおるケースも見られます。
- 連絡すると個人情報が知られ、その情報を元に金銭を要求される可能性があります。未 納料金を請求されても心当たりがなければ連絡しないでください。
- 支払方法は、「コンビニで電子マネーを買って番号を教えて」などと言ってきますが、 絶対に指示に従わないでください。
- このようなメールやショートメッセージが届いたときは、記載の電話番号に連絡せずに 消費生活センターや名寄警察署(☎2-0110)に相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL·FAX/ 01654-2-3575 ◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日